

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 5 月 10 日（火）第3210号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額の一部改正 (※) (総務事務センター取扱い) 1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める額の一部改正 (※) (総務事務センター取扱い) 2
- 保安林の指定予定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 5
- 肥料の登録の有効期間の更新 (食の安全推進課取扱い) 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 6
- 道路の位置指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 7
- 公 告
- 平成28年度毒物劇物取扱者試験公告 (薬務課取扱い) 7
- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (商工政策課取扱い) 8
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 9
- 正 誤
- 鹿児島県公報第2071号 (平成17年3月22日付け) の一部訂正 (※) (薬務課取扱い) 10

## 告 示

## 鹿児島県告示第507号

平成4年6月26日鹿児島県告示第1274号 (議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額) の一部を次のように改正し、平成28年5月10日から施行する。

なお、改正後の告示の表20歳未満の項から35歳以上40歳未満の項まで及び50歳以上55歳未満の項から60歳以上65歳未満の項までの規定、同表40歳以上45歳未満の項及び45歳以上50歳未満の項 (いずれも最低限度額の部分に限る。) の規定並びに同表70歳以上の項 (最高限度額の部分に限る。) の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期

間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成28年 5 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,688円	13,207円
20歳以上25歳未満	5,173円	13,207円
25歳以上30歳未満	5,721円	13,589円
30歳以上35歳未満	6,139円	16,312円
35歳以上40歳未満	6,571円	18,803円
40歳以上45歳未満	6,750円	21,355円
45歳以上50歳未満	6,865円	23,924円
50歳以上55歳未満	6,738円	25,214円
55歳以上60歳未満	6,057円	24,747円
60歳以上65歳未満	4,916円	19,935円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,579円
70歳以上	3,930円	13,207円

#### 鹿児島県告示第508号

平成8年7月10日鹿児島県告示第1093号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める額）の一部を次のように改正し、平成28年5月10日から施行する。

なお、改正後の告示の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成28年 5 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表常時介護を要する状態の項中「104,570円」を「104,950円」に、「56,790円」を「57,030円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,290円」を「52,480円」に、「28,400円」を「28,520円」に改める。

#### 鹿児島県告示第509号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年 5 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
いちき串木野市冠嶽字中嶽12331番2
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第510号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年 5 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
いちき串木野市生福7927番1, 7944番2, 7946番
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第511号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年 5 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所  
肝属郡肝付町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
再生可能エネルギー発電設備用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第512号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年 5 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス未里Ⅱ	肝属郡錦江町神川752番	株式会社ヴィレッジ	鹿屋市寿5-14-25	内野 匡章	平成28年3月31日	通所介護
訪問介護事業所生吹	肝属郡肝付町後田5568-1	株式会社スマイルサポート	肝属郡肝付町後田5568-1	松元 健作	平成28年4月30日	訪問介護
訪問介護事業所はびねす	大島郡和泊町国頭1633-1	合資会社グラウンドグラニー	大島郡和泊町国頭2339-1	中村むつ子	平成28年5月1日	訪問介護
企業組合労協セ	奄美市名瀬港町	企業組合労協セ	東京都豊島区東	藤田 徹	平成28年	訪問介護

ンター事業団奄 美事業所	5-10田川織物 ビル1F	ンター事業団	池袋1-44-3 池袋ISPタマ ビル		5月15日	
-----------------	------------------	--------	---------------------------	--	-------	--

## 鹿児島県告示第513号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成28年5月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
霧島リハウオーク 絆隼人デイサービスセンター	霧島市隼人町内 山田1110-2番地	株式会社霧島リ ハウオーク絆	霧島市隼人町姫 城三丁目178番地	芦谷 浩之	平成28年 3月31日	通所介護
通所介護事業所 しあわせ通りら ぶ	始良市加治木町 反土2156番地5 号	医療法人玉昌会	鹿児島市堀江町 5番1号	高田 昌実	平成28年 4月1日	通所介護
介護ショップ彩	出水市高尾野町 柴引1508番地1	総合ヘルスケア サービス株式会 社	出水市高尾野町 柴引1508番地1	吉野 清治	平成28年 4月15日	福祉用具 貸与
介護ショップ彩	出水市高尾野町 柴引1508番地1	総合ヘルスケア サービス株式会 社	出水市高尾野町 柴引1508番地1	吉野 清治	平成28年 4月15日	特定福祉 用具販売
ワタキューデイ サービスセンタ ータイヨー重富 店	始良市平松3675 -1	ワタキューセイ モア株式会社	京都府綴喜郡井 手町大字多賀小 字茶臼塚12番地 の2	安道 光二	平成28年 4月21日	通所介護

## 鹿児島県告示第514号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成28年5月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
隼人ハーバーフ ロント居宅介護 支援事業所	霧島市隼人町真 孝2719番地ハー バーガーデン隼 人105号	株式会社エスプ リ	宮崎県北諸県郡 三股町花見原3 番地9	市来 貞利	平成28年 4月1日	居宅介護 支援

## 鹿児島県告示第515号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年5月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

デイサービス未里Ⅱ	肝属郡錦江町神川752番	株式会社ヴィレッジ	鹿屋市寿5-14-25	内野 匡章	平成28年3月31日	介護予防通所介護
訪問介護事業所生吹	肝属郡肝付町後田5568-1	株式会社スマイルサポート	肝属郡肝付町後田5568-1	松元 健作	平成28年4月30日	介護予防訪問介護
訪問介護事業所はびねす	大島郡和泊町国頭1633-1	合資会社グランドアングラニ-	大島郡和泊町国頭2339-1	中村むつ子	平成28年5月1日	介護予防訪問介護
企業組合労協センター事業団奄美事業所	奄美市名瀬港町5-10田川織物ビル1F	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3池袋I S P タマビル	藤田 徹	平成28年5月15日	介護予防訪問介護

鹿児島県告示第516号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成28年 5 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
霧島リハウオーク絆隼人デイサービスセンター	霧島市隼人町内山田1110-2番地	株式会社霧島リハウオーク絆	霧島市隼人町姫城三丁目178番地	芦谷 浩之	平成28年3月31日	介護予防通所介護
通所介護事業所しあわせ通りらぶ	始良市加治木町反土2156番地5号	医療法人玉昌会	鹿児島市堀江町5番1号	高田 昌実	平成28年4月1日	介護予防通所介護
介護ショップ彩	出水市高尾野町柴引1508番地1	総合ヘルスケアサービス株式会社	出水市高尾野町柴引1508番地1	吉野 清治	平成28年4月15日	介護予防福祉用具貸与
介護ショップ彩	出水市高尾野町柴引1508番地1	総合ヘルスケアサービス株式会社	出水市高尾野町柴引1508番地1	吉野 清治	平成28年4月15日	特定介護予防福祉用具販売
ワタキューデイスターサービスセンタータイヨー重富店	始良市平松3675-1	ワタキューセイモア株式会社	京都府綴喜郡井手町大字多賀小字茶臼塚12番地の2	安道 光二	平成28年4月21日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第517号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成28年 5 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1280号	平成34年5月17日	なたね油かす及びその粉末	ななしきぶ	窒素全量 5.5 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	該当なし	喜多組商事株式会社	大阪府中央区博労町三丁目6番1号御堂筋エ

							スジービル7階
--	--	--	--	--	--	--	---------

鹿児島地域振興局告示第11号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年 5 月 10 日

鹿児島地域振興局長 長野信弘

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
おひさまSun	鹿児島市小野四丁目15番16号	社会福祉法人川上福祉会	鹿児島市川上町3472番地	池田 安則	平成28年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
児童発達支援事業所おひさま	日置市日吉町日置1058番地1	社会福祉法人美山福祉会	日置市東市来町美山1076番地	児玉 英作	平成28年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
シュバル	鹿児島市本名町1755番地	社会福祉法人落穂会	鹿児島市皆与志町2503番地	水流 純大	平成28年4月1日	放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
放課後デイ ナチュファミ	鹿児島市郡山町477番地12トクリョービル2F	特定非営利活動法人ナチュラファミリー	鹿児島市西俣町1299番地3	吉崎加奈子	平成28年4月1日	放課後等デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年 5 月 10 日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
白銀坂事業所	始良市脇元559番地	株式会社大空	始良市脇元559番地	木村 道子	平成28年5月1日	就労継続支援A型・就労継続支援B型

始良・伊佐地域振興局告示第14号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年 5 月 10 日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年 4月19日	鹿児島市伊敷台三丁目13番13号 末吉和智	始良市西餅田字室前1161番1, 1162番17, 1171番3, 1171番4及び1177番5	66.16	5.00～6.63

## 大島支庁告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年5月10日

大島支庁長 鎮寺裕人

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型事業所プレシヤスホーム	奄美市笠利町宇宿半川原2569番5	一般社団法人プレシヤス奄美	奄美市笠利町宇宿半川原2569番5	竹原 洋斉	平成28年 4月1日	就労継続支援B型

## 公 告

## 平成28年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成28年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成28年5月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 試験の日時

## (1) 試験の期日

平成28年8月9日（火）

## (2) 試験の時間

午前10時から正午まで

## 2 試験の場所

鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）

マリンパレスかごしま（鹿児島市与次郎二丁目8番8号）

## 3 試験の区分等

試験の区分	試験の種類	試験を行う事項
一般毒物劇物取扱者試験	筆記試験	1 毒物及び劇物に関する法規 2 基礎化学 3 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
農業用品目毒物劇物取扱者試験 特定品目毒物劇物取扱者試験		実地試験（試験では実物は使用しない。）

		物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法
--	--	--

4 受験資格  
制限はない。

5 試験手数料  
10,700円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 個人番号を記載していない住民票の写し(戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限り。)

ウ 履歴書(学歴、職歴等を記入したもの)

エ 写真(出願前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル、横4.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの)

オ 試験手数料(10,700円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼って提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。)

(2) 提出書類等の提出先

区 分	提 出 先
鹿児島市又は県外に居住する者	鹿児島県保健福祉部薬務課(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577)
上記以外の者	その者の住所地を所轄する保健所

7 提出書類等の受付期間

平成28年6月13日(月)から同月24日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成28年6月24日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部薬務課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、92円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、平成28年9月9日(金)午前10時から午後5時15分までの間、鹿児島県保健福祉部薬務課前の廊下及び県の各保健所に掲示して行う。

(2) 合格者には合格証を交付する。

10 その他

(1) 試験についての照会は、鹿児島県保健福祉部薬務課(電話099-286-2111 内線2805)又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 受験願書の本籍(都道府県名のみ)、氏名及び生年月日の欄は、戸籍記載のとおり記入すること。

(3) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

(4) 受験票は、受験願書を受理した後、受験願書を提出した者に対して郵送により交付する。

.....

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成28年5月10日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大島支庁総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べ



る理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年 5 月 10 日から 4 月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年 5 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグストアモリ奄美龍郷店  
大島郡龍郷町中勝字青蓋978番 1 外 3 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社大石企画 代表取締役 大石堅治  
福岡市博多区博多駅南五丁目25番 7 号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信  
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の 1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年12月22日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,439平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物南側 63台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物敷地南東側 17台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南側 50平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物敷地東側 7立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間営業
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地南側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 7 届出年月日  
平成28年 4 月 21 日

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第47号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年 5 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR押忍！ど根性ガエルA01	株式会社大都技研	6P0278
ぱちんこ遊技機	CR A義風堂々！！～兼続と慶次 ～N2-V	株式会社ニューギン	6P0177
ぱちんこ遊技機	CRそれゆけ野生の王国H2-K	株式会社ニューギン	6P0182
ぱちんこ遊技機	CRそれゆけ野生の王国H3-T	株式会社ニューギン	6P0219
ぱちんこ遊技機	CRピカレ！まるまるアイランド FPSZ	株式会社藤商事	6P0158
ぱちんこ遊技機	CRピカレ！まるまるアイランド FPW	株式会社藤商事	6P0214
ぱちんこ遊技機	CR遠山の金さん 二人の遠山桜 FPU	株式会社藤商事	6P0237
ぱちんこ遊技機	ちょいパチ海物語3R29	株式会社三洋物産	6P0175
ぱちんこ遊技機	CR Aスーパー海物語SAE3	株式会社三洋物産	6P0279
回胴式遊技機	真田純勇士ラブストライクX	株式会社EXCITE	6S0205

**正 誤**

平成17年3月22日付け鹿児島県公報第2071号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	左側上から24行目	5月	6月